

宮城県公報

行 県
宮 城
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	一	(環境対策課)
○平成十一年宮城県告示第千二百三十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	一	(自然保護課)
○平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正	二	(同)
○令和元年度宮城県准看護師試験の実施	三	(医療人材対策室)
○農用地利用配分計画の認可の申請	三	(農業振興課)
○家畜伝染病の発生	三	(畜産課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	三	(森林整備課)
○道路の区域変更	四	(道路課)
○道路の供用開始	四	(同)
○土地区画整理事業の換地処分の届出	四	(都市計画課)
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	五	(教育庁高校教育課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告	五	(道路課)
○平成十六年宮城県教育委員会告示第十八号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	五	

規 則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則(平成七年宮城県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号(1)の備考2(1)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号、様式第三号及び様式第五号から様式第十五号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の公害防止条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の公害防止条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第八百五十七号

平成十一年宮城県告示第千二百三十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、令和元年十一月一日から施行する。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 第一号中1を次のように改める。

名称

角田・阿武隈川特定猟具使用禁止区域(銃)

第一号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで(二十年間)

第二号中1を次のように改める。

1 名称
荒川特定猟具使用禁止区域（銃）

第二号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで（二十年間）

第三号中1を次のように改める。

1 名称

剣塚特定猟具使用禁止区域（銃）

第三号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで（二十年間）

第四号中1を次のように改める。

1 名称

槻木特定猟具使用禁止区域（銃）

第四号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで（二十年間）

第五号中1を次のように改める。

1 名称

大松沢特定猟具使用禁止区域（銃）

第五号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで（二十年間）

第六号中1を次のように改める。

1 名称

鳴瀬川上流特定猟具使用禁止区域（銃）

第六号中2を次のように改める。

2 区域

加美郡加美町米泉地内国道三百四十六号と町道並柳田川線との交点を起点とし、同所から町道を南東及び南に進み町道並柳一号线との交点に至り、同所から町道並柳一号线を南東進し国道四百五十七号との交点に至り、同所から同国道を南西進し町道高城線との交点に至り、同所から

同町道を北西進し鳴瀬川左岸河川管理用通路との交点に至り、同所から同通路を北及び西に進み加美町字前田下地内鳴瀬川一号楼留工を延長した地点との交点に至り、同所から同通路を東進し田川右岸管理用通路に至り、同所から同通路を北西進し国道三百四十七号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線に閉まれた区域

第六号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで（二十年間）

第七号中1を次のように改める。

1 名称

上狼塚特定猟具使用禁止区域（銃）

第七号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで（二十年間）

第八号中1を次のように改める。

1 名称

荒沢特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

加美郡加美町鹿原南滝庭地内町道滝庭線と遊歩道（田谷地沼周辺）との交点を起点とし、同所から同遊歩道を南西進し大滝川に至る作業道との交点に至り、同所から同作業道を南進し大滝川との交点に至り、同所から同河川を南西進し町道滝庭線に至る作業道との交点に至り、同所から同作業道を北西進し町道滝沢線との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み起点に至る線に閉まれた区域

第八号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第八百五十八号

平成十五年宮城県告示第千十六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和元年十一月一日から施行する。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第三号を次のように改める。

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和二年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第八百五十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和元年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

令和二年二月五日（水）

午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

仙台市若林区卸町二丁目十五番地の二 仙台卸商センター産業見本市会館「サンフェスタ」

三 受験願書受付期間

令和元年十一月二十五日（月）から同年十一月二十九日（金）まで（当日消印有効）

四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班（電話〇二二―二二―二六六一五）

○宮城県告示第八百六十号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を令和元年十月二十五日から令和元年十一月八日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

令和元年十月九日

三 縦覧場所

宮城県庁（農政部農業振興課）

○宮城県告示第八百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和元年十月十五日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

令和元年九月二十六日
○宮城県告示第八百六十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和元年七月三十一日次のおり委託した。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

亘理郡亘理町逢隈上郡字山入三十番地二 六戸畜産 代表 六戸 松雄

二 委託期間

令和元年八月一日から令和二年三月三十一日まで

公 告

○令和元年八月三十日付で公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。

令和元年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札を中止する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 千三百五トン

(二) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 百七十六トン

(三) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 七十二キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和二年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

二 入札を中止する理由

宮城県物品等電子調達システムにおいて、入札参加資格者の登録処理に誤りがあったため。

三 その他

この入札中止公告についての問い合わせは、次のとおりとする。

千九八三ー〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号 宮城県仙台土木事務所総務部経理班
(担当 木幡 展章 電話〇二二ー二九七ー四一一二)

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

平成十六年宮城県教育委員会告示第十八号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正し、令和元年十月二十五日から施行する。

令和元年十月二十五日

宮城県教育委員会

表県立高等学校入学者選抜の項中

「学力検査の教科別得点及び
学校独自検査(面接、実技、
作文等)等の種目別得点
合格発表の翌日から
一月間、ただし、前期選抜、社会人特別選抜及び連携型入試については、後期選抜の合格発表の翌日を起算日とする。」

「学力検査の教科別得点並びに面接、実技及び作文の得点」

合格発表の翌日から一月間

に改める。

を